

**平成 30 年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会**  
**分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」**  
**第1回**

<b>日 時</b>	日時：平成 30 年 7 月 31 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分
<b>開催場所</b>	横浜市庁舎 5 階関係機関執務室
<b>出席者</b>	西尾委員、生田委員、坂田委員、松木委員、岩屋口委員、星委員、大野委員、辻川委員、小林委員、宮川委員、角田委員、中根委員、鈴木委員、小野委員（13 名）
<b>欠席者</b>	青木委員、赤羽委員、栗原委員
<b>オブザーバー</b>	都筑区高齢・障害支援課、健康福祉局障害福祉部障害企画課、健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課、高齢在宅支援課、横浜家庭裁判所
<b>事務局</b>	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課、横浜生活あんしんセンター
<b>開催形式</b>	公開（傍聴者 0 名）
<b>議 題</b>	<p>【議事 1】平成 29 年度分科会 3 の振り返りについて</p> <p>【議事 2】第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定状況について</p> <p>【議事 3】国が示す中核機関の役割と機能について</p> <p>【議事 4】意見交換</p> <p>（1）パブリックコメントの実施結果について</p> <p>（2）中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進の状況について</p> <p>（3）横浜市で重点的に取り組むことについて</p>
<b>議 事</b>	<p>開会</p> <p>（事務局）酷暑の中お集まりいただきありがとうございます。今回、分科会 3 ということで成年後見の利用促進に関する討議をしていただくことになりました。既に大阪市においては中核機関の形が出来上がり前に進んでいます。横浜市としてはそんなに焦らず、しっかり骨組みのあるものを作りたいと思いますので、多くの皆さまの意見をいただきたいと思います。また、家庭裁判所、行政、専門職団体、関係機関、そして地域と一緒に取組を進めたいと考えています。</p> <p>（西尾分科会長）前回は、昨年 11 月に開催し活発な議論をいただいた。30 年度は今回が 1 回目であり、分科会 3 としては 2 回目、第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案のパブリックコメントも実施し、市民の皆様からもご意見をいただいたところ。本日は、第 4 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定をしている成年後見制度の利用促進基本計画の具体化について、活発な議論をいただき、良い計画ができるようにご協力をお願いしたい。次第に沿って進める。</p> <p>議事</p> <p>1 平成 29 年度 分科会 3 の振り返りについて</p> <p>・事務局より資料 1 について説明</p> <p>（西尾分科会長）前回の委員会のまとめを報告いただいた。これは、確認ということで良いか。</p> <p>（大野委員）まとめの中で少し気になったのが、いきなり「成年後見制度は他の福祉の制度と異</p>

なり～」となっているが、成年後見制度利用促進法の目的として「目指すべきは社会全体で支え合うことであり、成年後見制度はそのための重要な手段である」と言っている。この辺の基本認識を踏まえていかないと今後の議論は進まないという印象を持った。

(西尾分科会長) これはご意見ということで、これからの議論にも生かさせていただきたい。

## 2 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定状況について

・事務局より資料2・3について説明

(西尾分科会長) 第4期横浜市地域福祉保健計画は、平成31年度からの5カ年計画だが、計画の中に権利擁護を必要とする人たちへの支援、成年後見制度利用促進基本計画の内容が盛り込まれるということについて、計画全体の素案に係るパブリックコメントを実施し、権利擁護に関する意見も多かったという話であった。何か質問はあるか。パブコメの内容自体はこの後の議題の中で詳細な報告をいただき、どのように計画原案に反映していくか検討していきたい。

## 3 国が示す中核機関の役割と機能について

・事務局より資料4-1・4-2について説明

(西尾分科会長) 国が示す、成年後見制度利用促進基本計画の柱の中で重要な地域連携ネットワークと推進していく機能を持つ中核機関の役割が、フロー図等でかなり具体的に示され、手引きやニュースレターなどで発信されている。横浜市でも、これをベースに考え、素案に盛り込んでいる。今の説明について、質問や補足的な説明があればお願いしたい。

(宮川委員) 肝心な中核機関がどのようなものかわからない。横浜生活あんしんセンターという一定のところだけでなく全体のことなのか。

(事務局) 中核機関について、国から示されているのは市町村が責任を持って運営するということで、委託にするのか直営なのかはこれから検討になる。重要な機能を担っていくので、市町村が音頭をとり役割を担っていかなくてはいけないということが示されている。

(宮川委員) まだはっきり決まっていないということか。

(事務局) 横浜市でどのような中核機関をどのエリアで設置していくか、これから意見をいただき検討していく。

(中根委員) 資料4-2の一番下の★印の1～5について、「何らかの要因で機能不全が起きやすい」と書かれている。例えば、相談受理の下に★1、2があるが、具体的にどのような不具合か。

(事務局) 相談のところでは示されている地域の相談支援機関は、包括、障害の相談支援事業所、区福祉保健センターや社協等様々あるが、本人の利用に結びつくための、利用の必要性についての検討が適切になされていないことがあると国から聞いている。

(小野委員) ここでいう中核機関は、本人申し立てや家族申し立て、区長申し立てが終わり受任された後に中核機関が関わるように読み取れるが、中核機関はここからがスタートで、前段のアセスメントには関わってもらえないのか。むしろそこが役割としては大事だと思う。

(事務局) 確かにこの図では、縦のラインが中段からになっている。ご指摘のとおり、必要性に

ついて適切な時期に制度の利用ができるよう、アセスメントでも関わっていかなくてはならないと考えている。

(西尾分科会長) 中核機関についての説明の中で、冒頭、大阪市では、既に中核機関が設置されたとあるが全国的な状況は如何なものか。まだ国の計画が示されてから日が経っていないが、他に設置されたところはあるのか。

(事務局) 国のセミナーに参加したが、まだ権利擁護関係の仕組みが薄い自治体もある。進んでいるところもあるが、多くの自治体はで広く専門職の方、市民の方を含めて適切な支援が進むように、今、検討中と聞いている。

(小林委員) 要するに、権利擁護支援の地域ネットワーク作りをする中にこの中核機関が入ってきて、中核機関が裁判所等の専門機関と調整してネットワークの中で活動していくということだと思う。中核機関を作る時、作る場所や人と金が絡んでくる。人はそれぞれの優秀な方がいるので良いが、お金をどこから持ってくるか。私の意見としては、このように考えたのは国なので、国が賄った方が良いと思う。

(西尾分科会長) ご意見としていただく。当然、人も予算も必要なので、国がどのような方針を示すかが大きな要素になる。

(坂田委員) 障害者の親として、パブリックコメントの中にも「この中核機関は、わからない」という意見があった。私も今、説明を聞いてもわからない。障害者が成年後見制度を使う時、期間が長いので、親御さんも今すぐではなく時間をとって勉強しながら利用する人が多い。私達も年に数回勉強会をしているが、最近の傾向としては、20代の若い障害者の親御さんが非常に関心を持っている。逆に本当に必要なのは、50歳位の方で、そこまで踏み切れないので、中核機関で障害者の親達にもアプローチしてもらえないか。

(宮川委員) 今まで、成年後見制度の相談窓口は、横浜生活あんしんセンターという感じであったが、大阪でやっているのは社協ではないのか。横浜市では、いつも後から国の制度がついてくるため、横浜市の制度と整合するために苦労している。国としては、社協にやると言われると困ることになるのか。今のところはどこでも勝手にやれるようなことなのか、後から国が社協を指定してくるようなことがないか伺いたい。

(事務局) 障害の若い世代の親御さん等も含めた親族や本人へのアプローチは、当然、中核機関の方で制度の広報や啓発に力を入れる。当事者だけでなく、地域の方全員に制度を知っていただけるような地域づくりが必要だと考えているので、力を注いでいきたい。

また、各団体で勉強会を重ねていることも情報として把握しているので、そこへ出向くアウトリーチのところも、対象者や家族方の不安に寄り添った形で支援を行う必要があると考え、その機能を担っていく所存である。これからの方向性に関するご意見として頂戴する。

(宮川委員) 大阪市の場合は、どこが中核機関を担っているのか。

(岩屋口委員) 大阪市社協が受託している。

(事務局) 国の6月の説明会では、直営か委託かどちらかということで方針を決めている。社協という指定はないが、多くの自治体で権利擁護を担っている社協の実績があるので、そのような積み上げを大事にしながらどう展開するかを検討する必要がある。最終責任は市

町村、横浜市が担うということ。ただ、運営をどのような体制でどう行うかは、必ずしも横浜市が直接やるということではなく、横浜市は横浜生活あんしんセンターのように実績のある組織もあるので、地域の特性に合わせて、一番良い体制はどのようなものかということ、例えばこの検討会でも議論いただき、横浜市が直接やるのか、実績のある横浜生活あんしんセンターに委託するのか等、様々な選択肢の中から、横浜市にとって、利用者にとって、どのような形が良いか検討して決めたい。

(西尾分科会長)そこは、この後の議題につながっていくところ。国の指針の説明を踏まえて、横浜市でどう具体化するか、この分科会で議論していきたい。

(宮川委員)直営か委託かというのが、横浜市は、ほとんど計画は市が立て、事業は委託である。直営で何かやっているものがあるのか。直営でやるとなると委託とはどう違うのか。

(事務局)例えば、横浜市がやると、動きが遅い、柔軟性に欠く、画一的等と意見をいただくことが多々ある。直営でやらなくてはいけないものも実際にはある。議論の視点としては、どの形が利用者にとってふさわしいのか。使い勝手が良く、利用しやすいかが求められている。その意味では横浜生活あんしんセンターのように実際に後見業務や権利擁護事業を実施しているところで、機動性があり、柔軟な対応ができるといった利点や、行政のメリットデメリット、委託のメリットデメリット等の材料を横浜市から提供させていただき、ご意見をいただきたい。なお、地域包括支援センターについては、横浜市内では委託で運営しているが、小さな市町村では行政が直営で進めているところが多い。市町村の力により直営でやったり委託したり、それぞれ何が望まれているのかで変わってくる。横浜市は大きな都市であるので直営はなかなか難しいのではないかと。

(西尾分科会長)中核機関や地域連携ネットワークの提案を見ると、利用促進が進んでいない、必要な人につながっていないというところに「機能不全」という言葉があるように流れが詰まっている。どうしたら流れが良くなり利用促進が図られるのかの視点で、具体的な機能を提案されている。この辺りを、横浜の今の取組を踏まえ、横浜市でどのような方向性が必要なのか議論していきたい。国の指針については、このくらいにして意見交換に入る。

#### 4 意見交換

(西尾分科会長)柱が大きく3つあり、一つ目は「パブリックコメントの実施結果について」、二つ目は「中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進の状況について」、三つ目は「横浜市中核機関で重点的に取り組むことについて」ということで議論をいただきたい。

・事務局より資料5について説明

##### (1) パブリックコメントの実施結果について

・事務局より資料6について説明

(西尾分科会長)いただいたパブコメ意見の中で、計画原案に反映したものについていかがか。このような対応で承認ということによいか。(一同承認)

本日は、具体的に中核機関について具体的な検討をしていきたい。検討したい内容は資料5にある。中核機関の果たすべき機能は資料7になる。

##### (2) 中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進の状況について

- ・事務局より資料7について説明
- ・横浜生活あんしんセンターの取組紹介

(西尾分科会長) 本日の本題である、中核機関の機能と役割を、計画原案の中にどう盛り込んでいくかについて、「課題」「中核機関の役割・機能」「横浜市における取組状況」「横浜市の取組についてどのようなご意見をいただいているか」を、整理をいただいている。それぞれの段階で意見をいただこうかと思ったが、皆さんのそれぞれの意見やご提案をいただければと思うので、どこからでも良い。

(岩屋口委員) 私の思っている中核機関のイメージでは、分かりやすい場所にある等、「利用者の使い易さ」が基本計画の骨になる部分だと思う。その意味では、横浜市役所1階入口を入った所であればインパクトが強くて良い。確か、埼玉県志木市の中核機関は、直営で市役所の中にあるので、ネームバリューもインパクトもあり利用者もつながりやすさがある。それが一方での考え方で、もう一方では、後見業務や権利擁護事業のノウハウは社協が持っている。また、市民後見人の養成や市民後見人が受任するに相応しいケースのアセスメントや受任調整、さらに、市民後見人への相談や研修などの活動支援のノウハウも持っているので、両方の良いところを取って、委託でも直営でもない半委託等できないかと思った。

もう一つの意見としては、中核機関を理想で作って、でき上がった時、裁判所にそれはできないと言われたら困る。今回、裁判所の方がオブザーバーとして参画されているので、連携しながら、横浜市として使いやすいものになれば良いと思う。

(西尾分科会長) 具体的な場所や形式の提案をいただいた。

(小林委員) 地域連携ネットワークを作りその中に中核機関があり、この中核機関がネットワークを上手く活用するという。今、直接障害者や生活困窮の支援しているのは社協や地域包括支援センターであるが、「この人を後見人にすべき」と思ったら中核機関に連絡し、中核機関がその人と面接をして推薦するという段取りになるだろう。裁判所との連携が絶対に必要だと思う。毎月でも良いし2ヶ月に1回でも良いので常に話し合いをしていないと、新情報の共有や適正な連携の利用等をやろうと思っても裁判所がないと話にならない。どこに置くかは、横浜生活あんしんセンターが一番良いかもしれないが、やれるかどうかかわからないが社協でも良いと思っている。

(事務局) 横浜市と横浜生活あんしんセンターでは、実際に家庭裁判所との意見交換会を3年ほど前から3ヶ月に1回やっている。最初は、市民後見の相談をしながら意見交換をしていたが、昨年あたりから、市民後見以外の横浜市における成年後見に関する協議会を開いており、定期的に双方から議題を持ち寄り議論する仕組みができています。しかも、横浜においては、裁判官にも意見交換会に参加していただいております、全国でも稀な意見交換会である。今回の中核機関については、家庭裁判所の方から「中核機関をどう考えているのか」と関心をよせていただいている。これからここで議論されたことも家庭裁判所に持ち帰っていただき、我々としても協議をさせていただきながら前に進んでいくという仕組みを考えている。

(西尾分科会長) 連携を進めていくために、家裁の方から「中核機関への期待」等のコメントを

後ほどいただきたい。

(宮川委員) 横浜生活あんしんセンターは、割と公的機関だが、コスモス等のいろいろな団体も後見を担っている。そこの連携はどうか。

(西尾分科会長) それも含めて、専門職の推進団体の活動状況を伺いたい。

(松木委員) 市の直営か委託かの形式はともかく、中核機関を作ってください、そこと弁護士会とがどういった形で連携をとっていくのか、家裁との連携だけでなく、我々とも、作り上げる前から話をさせていただきたい。その中では、まずどのくらいのボリュームで、どういった形のものが、どこに出来るのか、ある程度初期の段階で見通しをつけていく必要がある。18区でどのエリアに設置するのか、つまり、市庁舎だけに中核機関があるのか、各区役所にも出先があるのか、タイアップしていくためにはどのくらいの人数の弁護士が必要なのか等も順次、話を進めていくことが必要な作業である。

弁護士会では今年から成年後見センター「みまもり」を立ち上げ、ワンストップでの相談、後見人の候補者の推薦等をする専門セッションを作り、一定程度対応ができるようになったと考えている。後見センターのような機関がない状態でも、横浜市 of 取組状況に書いてあるように、弁護士会から必要な委員等を派遣して対応して来たので、この延長線上なら対応できるが、それ以外の課題は事前に相談していただきたい。

もう一点、気になっている課題は、地域での利用者の情報や課題が上がって来た時、どの範囲で誰がどのような情報管理をするのか、情報共有をどう行うのか、という点である。紛争を抱えた事案もある中で、ご本人の意向に沿ったプランニングをするところで、どういった課題があるのか。入口はトラブルが起きやすいので、情報の管理や共有の仕方が、これから必ず問題になって来るので、課題として考えたい。

(岩屋口委員) 今、松木委員が言われたとおり、立場としては、資料4-1 地域連携ネットワークの部分、下の方の丸が大きめのところに弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と専門職が入っている。中核機関の中で個別案件の協議なのか、中核機関の運営に関する協議なのかはわからないが、専門的な知見を出していただき関わっていくと私は考えている。

(大野委員) 国が示したイメージから、どのくらいの規模を想定されているのか。一般的に国の説明では、人口は15万人程度を想定していると思われ、横浜市のような大きなところでは、中核機関がどのように機能すると良いのかが、私自身には見えない。中核機関の担う機能は非常に多岐にわたるが、とりあえず、相談や広報から入っていくのが良いと思う。地域連携ネットワークという形では、それぞれ協力できるところを協力していく。

(星委員) 社会福祉士会の場合は、直営か委託かわからないが、これまで協力体制を作ってきたので、引き続き同じように対応していくようになると思う。まだ中核機関の内容がどうなっていくかわからないが、仮に各区にできるのであれば、人員をどうしたら良いか検討しないといけない。そこが全く見えていないので、協力する上でも早く対応していきたい。

(辻川委員) 精神保健福祉士協会では、成年後見制度の取組が進んでおらず、日本の精神保健福祉士協会でもせいぜい3桁の人数しかいない。中流の課題にある成年後見候補者がいないというところで貢献できず大変申し訳なく思っている。後見人の支援の下流というところで、後方支援的業務が位置付けられると受任する者も安心できるという意味では、期待が

持てる部分だと思う。懸念としては、情報共有の部分、家族やご本人が対立する場合もあるので、チームをどう作るのか課題になるだろう。我々の方も協力させていただきたい。

(西尾分科会長) 地域連携ネットワークの図の中では、力量的な生活場面を見守り支えるチームがあり、この中では介護支援専門員や相談支援専門員が福祉関係者としてある。障害のある方と高齢の方の支援では、チームの形が変わるだろう。日常的な生活支援の場と成年後見の必要性をどうつないでいくのか、相談機関とこれからの中核機関がどのように連携するのも課題であるので、相談機関の意見も伺いたい。

(鈴木委員) 私のところは、総合保健医療センターの総合相談室というポジションだが、横浜市の身近な相談支援機関、一次、二次相談という相談支援のネットワークの運営にも携わっている。資料7の場面1では、特に成年後見に限らず、今の相談支援の課題そのままだと思う。いろいろな仕組みやネットワークが、どうしたら相談を求めている人に届くのか、ワンストップで答えられるのかがずっと課題になっている。今度、この新たなネットワークが入る時、一見手厚くなるようにも見えるが、また、相談先が増えることで市民が混乱する気がする。ましてや立地条件の良いところに窓口を作り、「ここは中核機関なので成年後見の人はここではない他の窓口へ」とは言えないと思う。誰が来てもそこで受け止めるという仕組みが必要で、既存の相談支援のシステムとどう整合性をつけるかが大きな課題だと感じている。また、資料を見て思ったのは、相談窓口に来られる人は良いが、来られない方や家で外に出られない方、病院や施設で溜め込んでしまっている方に適切にアプローチするにはどうしたら良いか改めて考えていかなくてはいけないと思っている。

(中根委員) フロー図の★印のところで質問したことと同じであるが、どういったトラブルエラーが考えられるかという、「成年後見ニーズが判断されない」「法的な支援の必要性がわからない」等、ニーズを目の当たりにして相談支援専門員と言われている立場の人達がこれでは困る。成年後見制度の基礎研修や中級研修等、成年後見に関しては研修も実施していただき、相談支援機関としてしっかり頑張らなければいけないと思った。入り口のところで相談先がわからない方がまだ多くいる。相談しても他の窓口に戻される、まさにワンストップができていない実態が未だにある上に、相談機関がさらに複雑化する。きめ細かくなりいろいろな相談窓口がある良さはあるが、逆に増え過ぎて、どこに行ったら何をしてくれるのかわからない状況が地域にある。個人情報共有する危うさもつきまとう中、どこに行っても後ろでつながっているチームで支援することの難しさも含め、相談の入り口のところとチームのところの課題が、まさに横浜市の相談支援の課題として浮き彫りになっていると感じた。

(西尾分科会長) 冒頭にあった地域共生社会という大きな目標を達成するためには、包括的支援体制をどう全体として作っていくかという課題があり、この中で地域連携ネットワークが重要な役割を果たすわけだが、具体的にはなかなか難しいところがある。

(角田委員) 鈴木委員や中根委員の発言と重なるが、介護支援専門員のケアマネジャーから見た実感として、気になるのは、図2-2のフローで★印がついている相談受理のところでもアセスメントのところでも、最初の方にたくさん★が付いていて、機能不全が起きやすいということ。ケアマネジャーの視点でどんなことがあるか考えると、成年後見につながっ

ていく流れの中で、区社協あんしんセンターが前段で入るケースが多い。パンフレットの説明にあったように、ちょっとしたサポートから区社協あんしんセンターが入っていて、区社協あんしんセンターとの契約が難しくなると法定後見につながっていく。この流れでいくと相談受付や説明は円滑に流れていくが、そうではない場合、例えば区社協あんしんセンターが入っていないと、支援者側は、成年後見を利用すると良いと感じていても、本人が、制度の必要性を感じないこともある。また、私達が研修で制度について学んだことを紹介しても、それで自分が安心感を得られる、困りごとを解決できると思わないという分かりにくさもある。制度の内容をうまく伝える方法を、介護支援専門員でも考えているが、包括支援センターや区社協あんしんセンターが連携し、継続的に働きかけを粘り強くやると、だんだんつながっていくこともある。たらい回しのようにいつの間にかわからないうちに知らない人が来て、この人が支援してくれますという風に進んでしまう。成年後見制度の説明を聞きに来る家族もいるが、説明を聞いても難しく断念する方も多い。面倒くさいのではなく、分かりにくいようだ。情報が正しく伝わらないという課題もあり、分かりやすく伝える必要がある。分かりやすくと言っても簡単に説明すると逆に分かりにくいという難しさもあり、たくさんのケアマネジャーが悩んでいる。

(西尾分科会長) 状況と実感が良く分かった。地域ケアプラザとしてはいかがか。

(生田委員) 地域ケアプラザには、地域包括支援センターとしての機能がある。横浜市に 140 館近くある。中でも日常生活圏域で業務をやっている。国のイメージ図を見て思ったのは、チームと協議会、中核機関の規模感が気になった。チームの意味では、サービス事業者を始め様々な方が本人の支援をするために日々活動している。近ければ近いほど頼りになる。話した時に、皆にその方の顔が浮かぶのが理想であるが、協議会となると、近すぎると逆にやりにくいだろう。

包括は高齢が中心。障害だと地域ケアプラザ対象エリアか、もう少し大きな単位で区に一つあたりするが、対象によっても規模感が違う。その中で、協議会で実際にどのようなことをするのか、協議会の支援内容が小さいほど、より現実的なところになるし、大きくなると総論的になる。実際、中核機関が区に一つくらい出来てくれると私達はやりやすいが、本庁舎に一つとなると現場としては少し遠いイメージになる。横浜生活あんしんセンターは市で一つだが、区域に必ず権利擁護事業の担当の方がいてうまくつながる仕組みがある。

もう一つ、現場のチームとしては、福祉サービスは本人のため、本人の権利というが、サービスを入れるにはいろいろな意味で障害が出てくる。家族の力で金銭的な面やなにがしかの問題がある場合もあるし、包括の現場で問題になってくるのは、本人に知的や認知症等の障害があるという一つの問題ではなく、家族で複数の問題が出て来るパターン、例えば、認知症のお母様がいて、息子がキーマンだが精神障害があったりすると、家族全体が機能しなくなった中でサービスを入れていくのは、包括支援センターの職員一人ではきついので中核機関と一緒に入ってもらえると、本人というより家族全体に向けた支援ができると感じた。

(西尾分科会長) 一通り意見を伺ったが、市域、区域、日常生活圏域等のエリアの設定、規模、



ボリュームという話、情報管理を課題としてご指摘いただいた。ここまでで事務局からコメントできる範囲でコメントをいただき、中核機関について、横浜ではどこに重点を置いたら良いかについて、もう少し議論をしたい。

(坂田委員) 私は、障害者の家族であるが、あんしんセンターというと高齢者のイメージが強い。横浜市は、新しい制度として後見的支援制度があり、サポーター等からの見守りを希望し登録する制度が進んでいる。この協議会の中にその名前がないので入れてもらいたい。マネージャーやサポーターがいて、同じ立場で話を聞いてくれる良い制度だと思っているし、これから登録者が増えるだろうと思う。ここから後見人を利用している人が大勢いるので、是非入れてもらいたい。

(西尾分科会長) 使いやすさ、暮らしやすさにもつながっていく制度が、障害の部分では横浜では進んでいるということ。

(宮川委員) 成年後見制度というと横浜生活あんしんセンターという気がするが、区の社協にもう少しやってもらいたい。市の社協は成年後見制度をやっているが、区の社協が頼りなく、成年後見制度について質問してもわからず、それは市の方に言ってくださいと言われて。市だけでなく区の社協もしっかり成年後見制度をやって欲しい。

(事務局) 区社協のあんしんセンターは、権利擁護事業とあって、まだ判断能力のある方と契約を結んで定期的に訪問し、福祉サービスの援助や、それに伴う日常的な金銭管理等をするサービスを提供している。市社協の場合は、法人後見人として、いわゆる成年後見人として活動をしているので、その意味でも成年後見制度についての質問は市のあんしんセンターに聞いてもらえれば全部答えられる。区社協の人は、自分達で後見人活動をやっていないので、実際の後見人の動き等、少し弱い部分がある。制度の問合せに答えられるように研修等も行うが、どうしてもわからなかったら市のあんしんセンターに聞いていただきたい。

(宮川委員) 成年後見制度を増やすのなら、区社協でも対応をしてくれるようにすればどうか。

(事務局) 利用促進基本計画で重要なのは、利用を促進するためには、後見人等を受任できる人や法人の受け皿がある状態を作ること。私達が法人後見をやっているように区社協でも法人後見やったらどうかという議論もいろいろなところで聞いているが、今のところ体制が整っていない。いきなり明日から業務ができるかと言われると、後見業務の経験がある者がいないと後見人にはなれないので、もう少し慎重に検討しなくてはいけない。今後、法人後見をどうしていくか、これから計画の中でも議論されるが、公的な後見をどうするかは課題はあると思う。

(宮川委員) あんしんセンターのようなところがやってくると後の保証のようなものがあり、安心感がある。

(事務局) 組織として社会福祉法人なのでそれなりの体制とミッションを持ってやっているの間違いはないと思うが、一度に進めるのには検討が必要だと思う。

(宮川委員) 広げるならそのようにしてもらいたいと思っている。

(事務局) 横浜生活あんしんセンターでは、現在もある意味、中核機関でやって欲しいということをやっている状況であるが、全部をやっているわけではない。今回、国の法律も国の基

本計画も、日本中どこに行っても成年後見制度が必要な方については、確実に制度に結びつけるような仕組みを、地域の中にネットワークで作っていくことを目指している。

(宮川委員) ネットワークばかり多くて、肝心のやってくれるところがなければどうにもならない。

(事務局) 地域の中でそのような体制を作らなくてはいけない。どうしたら成年後見制度につながるかという、まずは、啓発・広報をして本人に理解していただく。本人が分かった上で利用したいと思ったら相談できる。相談された時に、「あなたの場合は、まだ成年後見制度でなく他の仕組みの中でこのようにした方が良い」ということも含めて相談に応じられるようにしておく。そして、「この人は制度に結びつけるべき」と専門的に判断をした上で、申し立てをするとなった時、「申し立てをするのは難しいのでどうすればよいか」という時は、申し立ての支援をする。「申し立てをしたいが誰を後見人にしたら良いかわからない」という場合は、「このような受け皿があります」とフォローをすることにより進めていく。「自分が後見人になっても良いが、仕事が不安」という場合は、「後見人に対する支援は、地域にこのようなネットワークができてから大丈夫」と話して、後見制度を着実に進めていくことが基本計画の目標である。中核機関が全てやるというより、そのような仕組みを作っておくことが必要である。そのためには、弁護士会等の専門職団体や相談機関をまとめて「横浜市では、このように役割分担をしてネットワークを作っていきます」と誰かが決めて、機能して進んでいるかの進捗管理を中核機関がやっていくという作りになっている。国が示す形は、市町村が仕組みを構築し、チェックをする機能を持つ。運営にあたっては、直営か委託でと言っている。そのため、あんしんセンターがご指摘を受けたように、区社協も含めて、もっとやらなくてはいけないことがあると思っている。その役割をはっきりさせた上で、中核機関的な役割を今までも一部担ってきたので、行政と相談して担えるところは担っていきたくて考えている。今後、横浜市と皆さんと話していきながら、私達の役割を考えていきたい。区社協の法人後見も一つの課題である。

### (3) 横浜市で重点的に取り組むことについて

(西尾分科会長) 中核機関の機能と役割について説明いただき、それぞれの立場からの提案や意見をいただいた。規模や地域、区域、日常生活圏域の連携、ニーズを掘り起こして必要などころに支援が届くような、たらい回しにしないような体制をどう作っていくか、情報管理のあり方も含めて、次回原案への反映も含めて事務局で検討いただきたい。最後に、横浜市で重点的に取り組むべき事項の意見を頂戴したい。

(岩屋口委員) 広報・啓発についてか。

(西尾分科会長) 全体を通して意見を伺いたい。

(岩屋口委員) 今議論に出てきた、利用したくてもなかなか成年後見制度につながらないことについて、成年後見制度は、通帳を預かれて、さらに報酬がかかるとなると、本人にとってバラ色な制度とも言えない。本人のためにいろいろな支援ができる部分もあるが、本人から「私に後見人をつけてほしい」という相談はほぼない。本人というより本人に関わる人達に重点的に成年後見制度を理解していただく必要がある。ケアマネジャーもわからない部分があるとのことで、高齢者に一番近くで接しているのは、ケアマネジャーと民生

委員だと思うので、広報や研修については、そのような支援者を対象に、重点的に取り組まれたらどうかと考えた。

(西尾分科会長) 身近な地域の支援者ということで、ケアマネジャーと民生委員との連携や研修での推進が必要になってくるとのこと。他にはどうか。資料5の3(3)は、「ご本人やご家族が支援の必要性に気づきにくい場合、身近な地域の支援者や相談機関、専門職等が潜在的ニーズを発見し、支援に結びつけていく仕組みも必要となる。そのため、横浜市で重点的に取り組む事項について、御意見をいただく。」とある。かなり、今までの議論の中でもご提案いただいたと思う。

(大野委員) 横浜市で重点的に取り組む事項ということだが、基本的に成年後見制度の利用促進は、他の市町村に比べると今まで先進的に取り組んできた。地域包括支援センターもマンパワーの課題を抱えていて大変だと思うが、他の市町村に比べてそれなりに頑張ってきているので、是非、横浜らしい制度を作るのなら、今の制度、今の運用の見直しをして、その中で一つの方向性を出していただければと思う。

(西尾分科会長) 今までの話を踏まえて事務局から話をいただきたい。

(事務局) 今、議論があった規模感のようなものは、横浜市 370 万人の中、各区 7～8 万から 20 万を超える区もある。18 区 1 箇所ずつという話もあるのかと思うが、大都市の抱える課題として、どの辺を一つの規模感にするかについては、いきなり 18 は難しいので、もう少し広い範囲で、例えば 4 ブロックから始めて、それを細分化していくこともあるのかと思う。その前提としてどのくらいの需要があるのか、今後、高齢者、障害児者の方をどのくらい想定して取り組んでいくかも必要。我々もそこを意識しながら検討していくが、検討の俎上として、どの位の規模感が望ましいかの意見をいただきたい。実際に参画していただく上でも、それぞれの団体の体制の問題もあるので悩ましい部分である。全市的な取組の方向性と、もう少し分割する方向性をできれば提示しながらどの位の規模感ではじめてみるのか検討材料を用意できればと思っているので、次回に向けて、その部分が必要だと、本日の話を伺い感じた。

(西尾分科会長) 家庭裁判所と連携してどう進めていくかが中核機関の課題にもなっているので、家庭裁判所の方から是非、お話を伺いたい。

(オブザーバー) (横浜家庭裁判所) 事務局から資料 4-1、4-2 を参照しての説明があったが、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き (平成 30 年 3 月成年後見制度利用促進体制整備委員会)」によると、「中核機関には、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識や専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割が期待される」と書いてあり、さらにそれをもう少し具体的に話すと、資料 7 に書いてあることである。そこは、事務局から説明があったので省略させていただくが、そのような役割や機能を中核機関に持たせることになった場合には、中核機関における支援では、専門的な知見を要したり、個々のケースに深く責任を持って関与したりすることが求められる。そうすると既存の福祉行政の体制だけで抱えるのは困難であり、そうした場合、中核機関に期待される役割や効果を発揮するためには、自治体や社協の職員だけが担当するのではなく、専門職との役割分担が重要

	<p>になってくる。そのためには、中核機関の設立当初から専門職の関与が必要であり、自治体、専門職、裁判所が認識を共有して体制を作っていくことが必要だと感じている。</p> <p>(西尾分科会長) 機能を具体化する時の課題についても説明をいただいた。情報管理も含め、それぞれの責任ある体制づくりが必要となってくることだと思う。事務局から話があったように、原案の作成に向けて調整いただいたり、情報をいただいたりして案をまとめていただければと思う。意見交換については、本日、十分議論し意見をいただいたということで良いか。今後について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日は、それぞれの立場からご意見をいただきありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、今後、計画原案の策定に取り組んでいく。また、地域福祉保健計画の策定・推進委員会でも分科会で出た意見について報告させていただく。今後のスケジュールは資料3を参考にさせていただき、分科会3については、10月下旬から11月上旬に本年度第2回目を予定している。</p> <p>(西尾分科会長) 委員の皆さんから何か連絡やご意見はあるか。</p> <p>(事務局) 本日の議事録については、発言者の氏名と発言内容を事務局で作成し、横浜市ホームページに掲載させていただく。議事録については内容を委員に確認させていただくので、ご協力をお願いします。</p> <p>(西尾分科会長) 熱心な、また前向きなご意見を多数いただきありがとうございました。以上で会議は終了とし、事務局にお返しする。</p> <p>(事務局) 次回の開催については、改めて調整させていただきたいので宜しくをお願いします。本日は、ありがとうございました。</p> <p>閉会</p>
<p><b>資 料</b></p>	<p>○平成 30 年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 3 第 2 回 次第</p> <p>○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 3 委員名簿 当日座席表</p> <p>資料 1 平成 29 年度 分科会 3 の振り返りについて</p> <p>資料 2 第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について</p> <p>資料 3 第 4 期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール 平成 30 年度</p> <p>資料 4 - 1 地域連携ネットワークについて</p> <p>資料 4 - 2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割について</p> <p>資料 5 平成 30 年度 第 1 回 分科会 3 検討内容について</p> <p>資料 6 素案に対するパブリックコメントとその対応の考え方 (案)</p> <p>資料 7 中核機関の機能と役割、横浜市の権利擁護等の推進状況について</p> <p>参 考 「成年後見制度の現状」「第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案 P 70～75」</p> <p>次回日程：平成 30 年 10 月下旬～11 月上旬頃</p>